

地方公営企業会計制度の見直しについて

当年度は地方公営企業会計制度の見直しにより、財務諸表の表示や決算書の記載内容が一部変更となっており、単純に前年度と比較できない決算となった。

主な変更点は、企業債や補助金等の計上の仕方の変更と補助金等を充当して取得した資産の減価償却及び引当金の計上、その他の書類として、現金の収入・支出（資金の変動）を表す「キャッシュ・フロー計算書」が追加されたことである。

貸借対照表においては、これまで『資本』の「資本金」に計上していた借入資本金（企業債）は、『負債』の「固定負債」と「流動負債」へ、同じく『資本』の「剰余金」に計上していた資本剰余金（国庫補助金等）は、『負債』の「繰延収益（長期前受金）」へ計上されることとなった。このことにより、『負債』が大幅に「増」となり、『資本』が大幅に「減」と表示されることになる。

また、補助金等を充当して取得した資産のうち、これまで、補助金充当部分については、減価償却をしていなかったが、この度の会計制度の見直しにより減価償却を行うこととなったため、貸借対照表の減価償却累計額が大幅に「増」となり、それに伴い、損益計算書の『営業費用』が「増」となっている。なお、増加した減価償却見合い分は、「長期前受金戻入」として収益化することとなり、『営業外収益』が「増」となっている。

引当金は、将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる認められる場合には、その額を計上することになる。

「キャッシュ・フロー計算書」は、当年度中の資金収支をもたらした現金の流れを表したもので、業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して示している。これにより、それぞれの活動によって調達した資金をどのように活用したか、資金繰りの状況が明らかとなる。

今回の会計制度の見直しは、地方公営企業の更なる経済性を発揮するため、現行の民間企業会計原則の考え方を最大限取り入れて実施されたものであり、経営革新や経営判断に必要な損益の状況や資産・負債の把握等が、より現実的なものになった。